

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

- 1 - 4 - 1 地域が見守るまちをつくる
- 1 - 4 - 2 社会保障がしっかりしたまちをつくる
- 1 - 4 - 3 健やかに暮らせるまちをつくる
- 1 - 4 - 4 災害に強いまちをつくる
- 1 - 4 - 5 犯罪のないまちをつくる
- 1 - 4 - 6 交通事故のないまちをつくる

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

基本目標 1 - 4

安心・安全を実感できるまち

安心して暮らすためには、災害や事故などに対する安全対策がしっかりなされていることとともに、病気やけがなどに対する医療体制や福祉施策、社会保障などさまざまな対策が必要です。

本市でも、少子・高齢化の進行に伴い、既に高齢化率が 25% を超えるなど本格的な高齢社会が進行しています。将来にわたって市民が地域の中で安心して暮らしていくためには、今後予測される人口構成に対応した地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、ヤングシルバーを含めより多くの市民の参画による地域福祉活動を積極的に促進し、地域福祉の充実を図ります。さらに、推進体制の強化による高齢者や障害者、児童に対する支援の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた福祉・保健・介護・医療サービスを提供するため、地域福祉推進体制や地域医療体制の一体的な整備の推進により、市民だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、地震や山火事等の災害に対する防災対策に取り組むとともに、防犯、交通安全、医療、福祉などの体制の充実を図り、地域の人々が相互に助け合う、地域共助の気持ちが浸透したまちを目指します。

個別目標

1 - 4 - 1 地域が見守るまちをつくる

お互いが気軽に協力し助け合える地域のコミュニティを形成します。

1 - 4 - 2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

だれもが必要なときに適正な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

1 - 4 - 3 健やかに暮らせるまちをつくる

健康で暮らせるように、また病気等になったときも安心して医療が受けられるような環境整備を進めます。

1 - 4 - 4 災害に強いまちをつくる

災害に強く、また災害が発生したときも被害が最小限となるような備えの充実・整備を進めます。

1 - 4 - 5 犯罪のないまちをつくる

犯罪の発生や被害のない、安心して暮らせる環境整備を進めます。

1 - 4 - 6 交通事故のないまちをつくる

交通安全施設の充実を図るとともに、市民全員で交通安全ルールの遵守に努め、交通事故をなくします。

お互いが気軽に協力し助け合える地域のコミュニティを形成します。

現況と課題

地域の隣人関係が薄れ、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、一人暮らしのお年寄りの孤独死などが社会問題となっています。地域には子どもや若いお母さん、高齢者、障害者など、地域の支えが必要な人がいます。このため、昔からの近所付き合いを大切にしたい相互扶助の考え方に立ちかえり、地域でお互いが気軽に協力し、助け合えるしくみづくりが求められています。

本市では、地域と協力して、通学時間帯におけるグループでの散歩・ウォーキングを兼ねた巡視活動や、子どもへの声かけ・あいさつ運動を展開するとともに、警察や青少年育成大月市民会議など、関係機関と地域が一体となった子どもの安心・安全確保のための体制がとられています。今後はさらに、保護者の参加を促すための意識の高揚を図るとともに、組織の充実に努める必要があります。

また、核家族化が進行するなか、若いお母さんが安心して子育てができるよう、各種保健事業や大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て相談、一時預かり事業等を実施するなど、支援の拡充が求められています。

一方で、高齢化が急速に進行し、一人暮らしの高齢者も増加しています。高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、在宅福祉サービスの充実や災害時の支援体制の整備が必要となっています。

高齢者等の推移

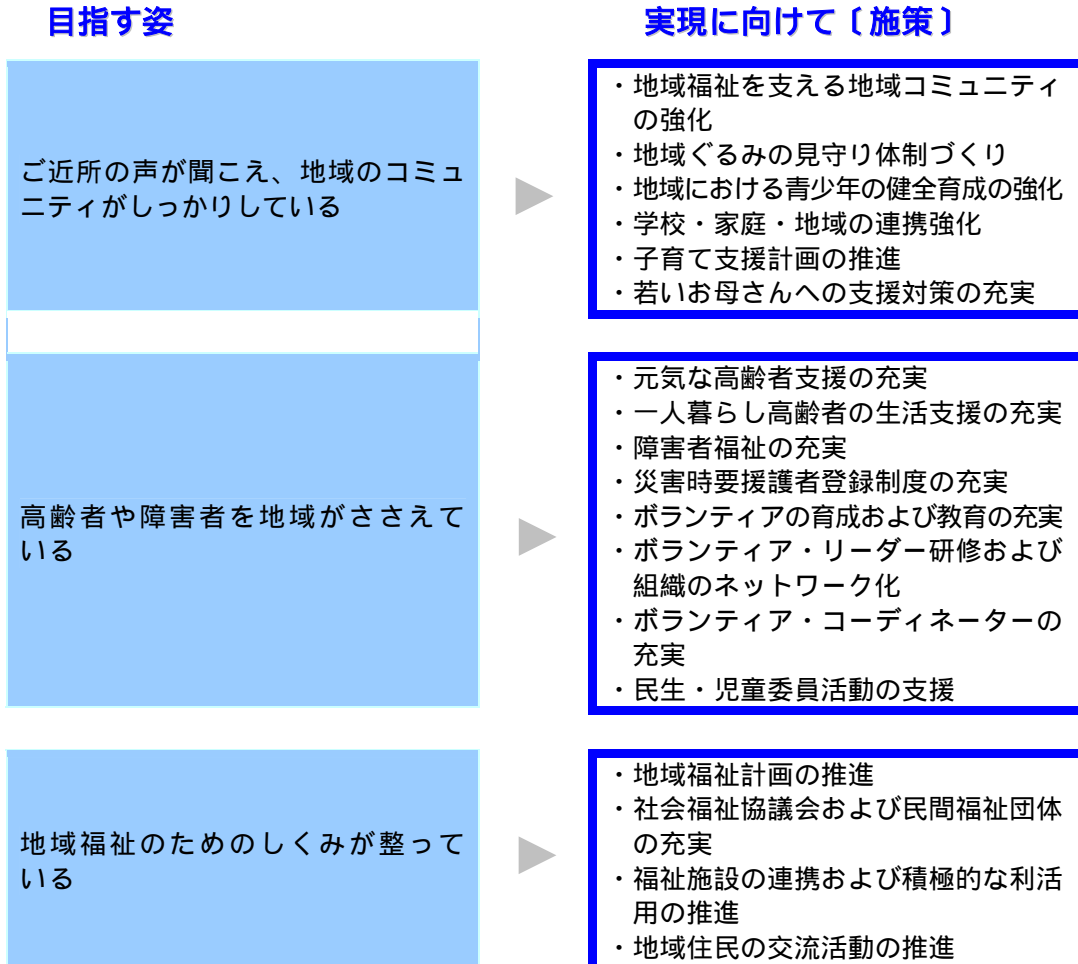
(単位：人・%)

	平成 12 年 4 月	平成 18 年 4 月	増 減 数
高 齢 者 数	7,341	8,039	698
高 齢 者 率	22.0	26.0	4.0
一人暮らし高齢者	657	824	167
寝たきり高齢者	186	123	63
虚弱高齢者	109	216	107

(資料：福祉保健課)

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

個別目標達成のための施策



施策の方向

ご近所の声が聞こえ、地域のコミュニティがしっかりしている

地域福祉を支える地域コミュニティの強化

- ・市民が住みやすく、お互いが支えあい、助け合うまちづくりのため、自治会活動の強化やボランティア団体、NPO法人を育成し、地域コミュニティのネットワーク化を促進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
見守りウォーク賛同者数	854人	1,500人	市内全域での取り組みにより、子どもたちの登下校時の安全を確保します。

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

地域ぐるみの見守り体制づくり

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。
- ・犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。
- ・防犯活動団体の育成を図り、地域安全運動を促進します。

地域における青少年の健全育成の強化

- ・家庭教育の充実、青少年の地域活動と体験活動の推進、青少年育成環境の充実、青少年育成関係団体の連携などを進め、青少年の健全育成に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
青少年育成団体数	3団体	4団体	地域における青少年の育成環境の充実を図り、豊かな社会体験や自然体験を通して「生きる力」を培います。

学校・家庭・地域の連携強化

- ・家庭における適正な児童養育、その他児童福祉の向上を図るとともに、児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するため、家庭児童相談員を配置します。
- ・児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談、調査および訪問指導業務を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会により、地域全体で児童の虐待防止、健全育成を図ります。

子育て支援計画の推進

- ・平成16年度に策定した「大月市地域子育て支援計画」に基づき、子育て支援策を推進します。
- ・小学校の適正配置と合わせて、全小学校区へ学童クラブを設置し、児童の安全確保と健全育成、子育て家庭の就労支援を行います。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
全小学校区への学童クラブの設置	6小学校区	全小学校区	小学校の適正配置を視野に入れ、全小学校区に学童クラブを設置し、子育て家庭の就労支援を行います。

若いお母さんへの支援対策の充実

- ・核家族化の中で子育てに奮闘する若いお母さんを支援するため、子育て支援の各種手当や助成による支援事業を推進します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て情報の提供や来所・電話・メール等による子育て相談、「親子遊び」、「ファミリー・サポート・センター*」等により子育てを支援します。
- ・ママパパ学級、乳幼児健診、離乳食教室、育児発達相談など、お母さんと子どもを支援するための各種保健事業を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
親子遊びの開催	52回	60回	親子遊びを開催し、親子のふれあいを図るとともに、母親同士の交流、育児相談を実施します。
ファミリー・サポート・センターの利用回数	73回	200回	制度の周知を図り、利用会員の増加を図ります。

高齢者や障害者を地域がささえている

元気な高齢者支援の充実

- ・高齢者がいつまでも健康でいられるよう、健康相談や健康教育、健康診査、訪問指導など老人保健サービスの充実に努めるとともに、初期段階の要介護者を対象に介護予防教室等を開催し、状態の改善、悪化の防止を図ります。
- ・地域の人々が高齢者を敬愛する思想の普及・充実に努めます。
- ・高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、健康教室やスポーツ大会等の開催や、各種スポーツ活動への支援を行います。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
健康教室開催数	5回	20回	高齢者がいつまでも健康でいられるよう、相談、教育、健康診査、指導など老人保健サービスの充実に努めます。
高齢者健診参加者数	1,600人	2,000人	

*ファミリー・サポート・センター 急な用事などで、一時的に育児や介護の支援を受けたいという需要に対応するために、地域社会で保育所までの送迎等の補助的な世話をを行う組織のこと。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

一人暮らし高齢者の生活支援の充実

- 生活の安全確保を図るため、一人暮らしの高齢者への緊急通報システム、配食サービスなど生活支援の充実に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
緊急通報システム設置数	144戸	160戸	一人暮らしの高齢者等の安全確保を図ります。

障害者福祉の充実

- 障害者（身体・知的）相談員の活動支援を行います。
- 身体・知的の障害者相談員は、生活意欲の向上と福祉の増進に寄与するため、障害者本人及びその家族を対象として相談に応じ、自立更正のために必要な指導・助言を行います。
- 障害者団体の研修事業やサークル活動、手話等のコミュニケーション*や通院等の移動支援など、多様な需要に対応できるボランティア組織を育成します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
障害者相談員の認知度	-	80%	障害者相談員の認知度を高めるため、広報等による周知に努めます。

災害時要援護者登録制度の充実

- 災害時要援護者登録制度の推進により要援護者や地域支援者を記載した登録台帳を整備し、民生・児童委員や地区社会福祉協議会、自主防災組織などに情報を提供して、災害時の救援活動が迅速に行えるように努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
災害時要援護者登録者数	101名	450名	重度身心障害児者等の要援護者を台帳に整備し、災害時の救援活動が迅速に行えるよう努めます。

ボランティアの育成および教育の充実

- 市民参加型福祉を促進するため、市民のボランティア意識の啓発やボランティア体験講座、手話ボランティア体験講座等各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの普及に努め、それが実践活動につながるよう地域に根ざした活動の支援に努めます。特に、団塊の世代を地域活動の即戦力としてとらえ、組織づくりや活動について積極的に支援していきます。
- 市内小・中学校および高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を深めるためのボランティア教育の充実を図るとともに、社会福祉協議会の各種行事に参加を呼びかけ、ボランティア活動の促進に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
ボランティア養成講座開催数	7講座	10講座	市民へのボランティア意識の啓発活動や各種体験講座等の開催により、ボランティアの普及を図ります。

ボランティア・リーダー研修および組織のネットワーク化

- ボランティア・リーダー研修を実施します。
- 本市のボランティア登録団体は8団体 648人、把握団体：25団体 5,762人（平成18年4月1日現在）となっていますが、それぞれ個々に活動を行っているため、今後はより効果的な活動となるよう、大月市ボランティア連絡会議（仮称）の設置などボランティア組織のネットワーク化を進めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
ボランティア登録団体数	8団体	30団体	現在把握している25団体をボランティア登録し、お年寄りや障害者をささえます。
ボランティア登録者数	5,762人	6,000人	現在把握している5,762人をボランティア登録し、さらに登録者の増加を図ります。

*コミュニケーション 人と人がお互いの考えや気持ちなどの情報を伝えあい、理解しあうこと。意思疎通。

1-4-1 地域が見守るまちをつくる

ボランティア・コーディネーターの充実

- ・ボランティア活動を円滑に運営するには、登録しているボランティアを把握し、配置するボランティア・コーディネーターが必須であり、今後、必要な人に必要なサービスが行きわたるようボランティア・コーディネーターの体制整備を進めます。
- ・ボランティア活動を活発化させるため、相談体制を強化します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
ボランティア・コーディネーター設置数	1名	2名	ボランティア活動を円滑に運営するため、ボランティア・コーディネーターを増やします。

民生・児童委員活動の支援

- ・民生・児童委員は、地域において障害者や高齢者の話し相手になったり、支え合いの中心になって活動していますが、さまざまな相談にも対応できるよう、研修会の充実および相談窓口と支援体制の充実を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
民生・児童委員研修会開催数	3回	6回	民生・児童委員全体の知識の向上を図ります。

地域福祉のためのしくみが整っている

地域福祉計画の推進

- ・福祉サービスの利用の推進や住民参加の促進のため、地域の実情に照らし、本市の特色を生かした「地域福祉計画」を策定し、計画に基づいた取り組みを行います。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
地域福祉計画の策定	-	策定	福祉サービスの適切な利用を推進するための計画を策定します。

社会福祉協議会および民間福祉団体の充実

- ・福祉サービス需要が多様化し増大が予想されることから、社会福祉協議会が中心となり、下部組織である地区社会福祉協議会の基盤強化や民間福祉団体の充実のための指導・支援を図ります。

福祉施設の連携および積極的な利活用の推進

- ・地域福祉の拠点となる総合福祉センター等の福祉施設の活用により、社会福祉協議会や民間福祉団体と連携した福祉サービスを提供するとともに、積極的な利活用を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
総合福祉センター利用者総数	48,368人	60,000人	福祉の拠点として気楽に利用できる施設運営を目指します。

地域住民の交流活動の推進

- ・各地区の民生・児童委員およびボランティアが中心となり、歩いていける範囲内の地区公民館等で高齢者がお茶飲み会などを通し、地域と交流できるよう積極的に取り組みます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
地域との交流活動参加者数	4,317人	5,000人	高齢者の地域との交流を推進します。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

だれもが必要なときに適正な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

現況と課題

景気の低迷や急速な高齢化の進行などにより、雇用不安や日々の暮らしの保障、老後の生活設計など、人々の暮らしへの不安感は拭いきれない状況にあります。

市民の健康を支える重要な役割を担っている国民健康保険についても、被用者保険（社会保険等）からの切り替えや被保険者の高齢化による低所得者層の増加、医療技術の進歩と慢性疾患の増加といった疾病構造の変化により、保険収入が停滞し、医療費の給付が増大するなど、国民健康保険財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした状況を改善するため、現在、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会*を展望した新たな後期高齢者*医療制度の創設を行うための各種医療制度改革が進められています。そのなかで、医療保険者による特定健診・特定保健指導の義務化は、国民健康保険においても、健診の受診率や未受診者対策、健診・保健指導における専門機関の活用など、その取り組みが課題となっています。

また、平成18年4月に制定された障害者自立支援法により、身体・知的・精神のそれぞれの障害者は、共通の枠組みの中で、自らがサービスを選択して基本的なサービスを利用できるようになりました。そのなかで、特に、子どもの発達障害については、発見から支援までが市の役割となり、発達障害児への継続した支援システムの整備が必要です。

さらに、介護を必要とする人々の増加が予想されるため、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することが必要となっています。

国民健康保険の概況

(単位：世帯・人・%)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
住民基本台帳	世帯数	10,772	10,784	10,796	10,820	10,807
	人口	32,578	32,221	31,805	31,247	30,907
国民健康保険	世帯数	5,585	5,740	5,913	5,972	6,077
	被保険者数	11,589	11,860	12,117	12,066	12,077
加入率	世帯数	51.9	53.2	54.8	55.2	56.2
	被保険者数	35.6	36.8	38.1	38.6	39.1

(資料：福祉保健課)

* 超高齢社会 65歳以上の人口の割合（高齢化率）が7%、14%、21%と進むにつれ、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会といわれる。

* 後期高齢者 75歳以上の者および65歳以上の寝たきり等の者のこと。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

個別目標達成のための施策

目指す姿	実現に向けて〔施策〕
福祉・保健・介護・医療のネットワークの形成により、だれもが気軽に相談することができる	<ul style="list-style-type: none">・福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの推進・地域ケア介護の活用およびサービス提供体制の一元化・ニーズに合った適切な相談・指導体制の充実
健全な国民健康保険制度等の運営により、市民の病気に対する備えがしっかり守られている	<ul style="list-style-type: none">・経営の健全化・医療費の適正化・後期高齢者医療制度の充実
介護保険制度の充実により、住み慣れた地域ですっと暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度の運用・地域包括支援*センターの運営・地域包括支援のネットワークの構築・在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実・介護サービス基盤の整備・介護サービスの充実・公正な介護サービスの確保・地域福祉推進体制の確立・事業計画推進体制の充実
だれもが必要な支援を受けることができる	<ul style="list-style-type: none">・医療費の助成・社会保障制度の充実・自立支援のための諸制度の充実・住宅確保の支援・出産育児一時金等の充実・子育て支援医療費助成の充実
年金制度が充実し老後の生活設計に不安がなくなっている	<ul style="list-style-type: none">・国民年金制度の周知および相談体制の充実
火葬場の適正な管理運営が図られている	<ul style="list-style-type: none">・市営火葬場の適正な管理運営

*地域包括支援 人々が住みなれた地域でより健康に生き、健康に老い、自立して生活ができるように支援すること。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

福祉・保健・介護・医療のネットワークの形成により、だれもが気軽に相談することができる

福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの推進

- ・市民一人ひとりに平等な福祉・保健・介護・医療サービスを提供することが重要であり、福祉・保健・介護・医療関係者が定期的に会合を持つなど、情報の交換・共有を図ります。
- ・医療・健康に関しては市民の関心が高く、各種情報が氾濫し情報が簡単に入手できる状況にあるため、正確な情報を提供します。

地域ケア介護の活用およびサービス提供体制の一元化

- ・相談体制を整備し、把握されたケースや相談者に応じて必要時ケース会議を開催するなど関係機関と連携し、サービス提供体制の一元化を図り、適切な支援を行います。

ニーズに合った適切な相談・指導體制の充実

- ・ニーズに合った適切な相談・指導體制の充実を図ります。居宅での介護が困難な障害者については、家族の負担軽減と障害者本人への安心・安定した生活を保障するため、施設入所の相談・支援を行います。
- ・障害者の就労支援のための相談機能の充実や、地域就労支援事業の推進によって、障害者の雇用機会の拡大を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
窓口での相談等に対する満足度	-	80%	施設へ入所するための制度をわかりやすく説明するとともに、入所までの間の介護給付等を支援します。

健全な国民健康保険制度等の運営により、市民の病気に対する備えがしっかり守られている

経営の健全化

- ・国民健康保険や高齢者医療の安定化を図るため、医療費の適正化を図るとともに、医療保険制度の抜本的な改革について引続き国に対して要請していきます。
- ・特定健康診査*等実施計画を策定し、健診・保健指導を行うとともに、生活習慣病の予防事業、健康づくり事業等の保健事業や医療費の適正化、収納率の向上、口座振替制度の積極的な奨励等により安定した事業運営を確保し、国民健康保険の充実に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
収納率	92%	93%	収納率の向上に努め、経営の健全化を図ります。
口座振替率	40%	50%	口座振替制度を活用し、収納率の向上に努めます。

医療費の適正化

- ・国保連合会と提携してのレセプト点検の徹底を図ります。
- ・重複受診・多受診を点検・把握し、状況に応じた指導等を強化します。
- ・総医療費に占める割合の高い生活習慣病予防に関する保健事業の充実を図ります。

後期高齢者医療制度の充実

- ・75歳以上の者および65歳以上の寝たきり等の者について、その心身の特性や生活実態等をふまえ、平成20年度に独立した医療制度を創設します。
- ・運営については、保険料徴収は市町村が行い、医療給付および保険料賦課等については山梨県の全市町村が加入する広域連合が行います。

*特定健康診査 糖尿病など生活習慣病に関する健康診査のこと。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

介護保険制度の充実により、住み慣れた地域ですっと暮らすことができる

介護保険制度の運用

- ・介護保険制度改正とともにサービスへの選択や利用の拡大が図られ、より充実したものとなりましたが、一方では利用の増大に伴う財政負担が大きな課題となっています。このため、介護保険サービス給付の適正化および効率化をより一層進めるとともに、要介護状態への予防を重視した「予防重視型システム」への転換を図ります。
- ・地域支援事業を推進し、要支援、要介護になるおそれのある高齢者（特定高齢者）および一般高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を実施します。

地域包括支援センターの運営

- ・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できる限り要介護状態にならないような予防対策をはじめ、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応する必要があります。このため、必要な支援を包括的・継続的に行う地域包括ケアの中核的な役割を担う機関として、地域包括支援センターの充実を図ります。
- ・高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務および権利擁護業務、介護予防事業および介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント*業務、高齢者の状態に対応したケアマネジメントを支援する包括的・継続的マネジメントの支援等の強化を図ります。
- ・地域包括支援センターの公正・中立性および適切な運営を確保するため、市の直轄による運営方式とし、地域包括支援センター運営協議会による事業評価を受け、事業の質的向上を図ります。
- ・高齢化が進むことで要介護者の増加、医療費の増加が見込まれ、その抑制には健康寿命をできるだけ伸ばすことが重要であることから、介護予防事業を推進します。
- ・地域包括ケアマネジメントの提供は、福祉・保健・介護・医療の連携、地域の住民活動などを含めたさまざまな地域資源の統合が必要であるため、その育成・活用を図ります。

地域包括支援のネットワークの構築

- ・支援を必要とする高齢者を見出し総合相談につなげるとともに、適切な支援を継続するため、地域におけるさまざまな関係者の地域包括支援を推進するためのネットワークの構築を図ります。
- ・高齢者の虐待防止、認知症の早期発見のため、「高齢者の虐待防止・認知症の早期発見ネットワーク」を構築します。
- ・平均寿命の延伸や高齢化が進む中で、だれもが健康で長生きできることを願っており、健康課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、個人の努力と周囲の支援が必要であることから、福祉・保健・介護・医療が連携し、一人ひとりに適したサービスの提供や支援を行うことができる体制を強化します。

在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実

- ・要介護高齢者等の生活を支えていくため、在宅サービスだけでなく、在宅から施設入所、施設や病院からの退所、退所後のサービスの一貫性・継続性などさまざまなサービスを継続的、包括的に提供します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
在宅療養者及び介護家族の相談件数	32件	35件	相談者を継続して支援し、相談・指導の充実を図ります。

介護サービス基盤の整備

- ・軽度者の要介護状態等の軽減、悪化防止のための効果的な介護予防サービスの提供を行います。
- ・要支援、要介護になるおそれのある高齢者（特定高齢者）および一般高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を実施します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
軽度者に対するサービスの充実	-	施設給付費の1割減少	地域支援事業を充実させ、介護予防サービスを利用して心身の機能向上を図ります。

*ケアマネジメント 一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな福祉・保健・医療などの資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

介護サービスの充実

- ・地域支援事業や新予防給付の実施、高齢者や家族に対する総合相談、虐待防止や早期発見等の権利擁護事業の実施、ケアマネジャーへの支援等のための地域拠点として、地域包括支援センターを活用します。
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス等の事業者の指定を行う地域密着型サービスを実施します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
地域密着型サービスの導入	-	導入	地域密着型サービス運営委員会を設置し、事業候補者の公募を行い、事業者の指定を行います。

公正な介護サービスの確保

- ・利用者本位の視点からのサービス提供体制を計画的に構築し、サービスの質の確保や向上、情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し等を実施します。

地域福祉推進体制の確立

- ・福祉・保健・介護・医療など重層的な地域福祉推進体制を整備します。
- ・地域住民同士が支えあっていく、地域包括ケア体制の支援を図ります。

事業計画推進体制の充実

- ・介護保険制度の考え方や内容を理解してもらい、制度の普及に努めます。
- ・第3期介護保険事業計画に基づき、介護予防をより一層重視し、軽度者を対象に地域支援事業の充実を図ります。
- ・在宅生活の支援の視点から、より身近な場で介護サービスを受けることができる地域密着型サービスを実施します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
在宅生活の支援	-	施設給付費の1割減少	在宅支援を強化し、施設給付費を抑制します。

だれもが必要な支援を受けることができている

医療費の助成

- ・子育て家庭、ひとり親家庭や重度障害者の医療費の自己負担分の助成を行うことにより、世帯の経済的負担の軽減を図るとともに安心・安定した生活を保障します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
医療費助成制度の周知	-	対象者の認知率100%	受給対象者であるにもかかわらず、未申請のため助成を受けられないことがないよう、対象者への確に情報を提供します。

社会保障制度の充実

- ・障害者が自らの能力や適性に応じて、地域で自立した生活をしていくための在宅福祉サービスの充実や、生活支援へのサービスなどを進めます。
- ・サービスの必要な高齢者・障害者への情報提供や生活相談に応じるとともに、福祉サービスが円滑に利用できるよう関係機関との連携を図り、新たな制度の創設に努めます。
- ・日常生活において常時の介護を要する在宅の身体または精神に重度で永続する障害がある者に手当を支給し、本人および家族の生活の安定を図ります。
- ・障害によって発生する特別な経費負担を軽減するため、各種手当で支給制度を継続して実施します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
各種手当支給制度の周知	-	対象者の認知率100%	受給対象者であるにもかかわらず、未申請のため助成を受けられないことがないよう、対象者への確に情報を提供します。

1-4-2 社会保障がしっかりしたまちをつくる

自立支援のための諸制度の充実

- すべての市民が地域で自立した生活が送れるよう、このとり支援事業、母子自立支援給付金、子育て支援手当、児童手当、児童扶養手当、高齢者支援、心身障害者支援、生活困窮者保護などの諸制度の充実を図ります。また、母子・寡婦福祉資金等の県助成制度について情報提供を行います。

住宅確保の支援

- 住宅に困窮している低額所得者に、公営住宅を低廉な家賃で提供します。
- 高齢者および障害者の居住環境の改善に努め、安心・安全な住宅環境の充実を図ります。

出産育児一時金等の充実

- 少子化対策として、出産育児一時金の充実を図り、経済的負担を軽減します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
支給件数	34件/年	40件/年	出産育児一時金の支給により、経済的負担を軽減します。

子育て支援医療費助成の充実

- 保護者の経済的負担を減らし、子育てを支援するため小学校6年生までの医療費の助成を行うとともに、支給方法についても窓口での無料化を検討します。

年金制度が充実し老後の生活設計に不安がなくなっている

国民年金制度の周知および相談体制の充実

- 国民年金については、制度や趣旨のPRに努め、身近な相談体制の充実を図ります。
- 将来への不安を解消するために、運営や必要な制度の改正等について積極的な国への働きかけをしていきます。

火葬場の適正な管理運営が図られている

市営火葬場の適正な管理運営

- 公衆衛生、その他公共の福祉、火葬の普及状況などから火葬場は市民にとって必須の施設となっていますが、施設の老朽化が進んでいます。正常稼働のための営繕や、さらなる運営面の改善に努め、市民サービス・利便性の向上を図るとともに、新施設建設の是非については、早急に検討を加え、早期建設を目指します。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

健康で暮らせるように、また病気等になったときも安心して医療が受けられるような環境整備を進めます。

現況と課題

健康志向が定着するなか、健康診断や健康相談を受け、食生活の改善や運動を行うなど、自ら健康づくりを実践する市民が増えています。あらゆる世代が自分の健康に関心を持ち、健全な心と身体を持って充実した人生を過ごすことは、活力ある地域社会には欠かせない条件であり、医療費や社会保障費の適正化といったことから大きな意味があります。そのため、市立中央病院健診センター等を活用し、住民健診や学校健診、企業健診などにより、生活習慣病等の早期発見に努めるとともに、健康保持・増進の活動等を通して、市民の生涯にわたる健康を確保するための体制を強化することが必要です。

一方で、医療を取り巻く環境は、がんや循環器疾患の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療技術の進歩などにより大きく変化しています。こうしたなか、市立中央病院では「地域中核病院」、「災害医療拠点病院」並びに「へき地医療拠点病院」として地域の基幹的・中核的な役割を果たしてきましたが、今後も予防医療から急性期医療までを一貫して市民に提供するとともに、地域医療ネットワークの拠点施設として病病連携・病診連携をさらに密にし、良質かつ適切な医療を効率的に提供していくことが必要です。

また、市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるよう、休日・夜間の24時間救急医療体制を堅持するとともに、ドクターヘリ*や防災ヘリの活用も含めた救急医療体制の整備・充実が求められています。



市立中央病院

*ドクターヘリ 救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門ヘリコプターのこと。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

地区別基本健診受診状況

(単位：人・会場)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
笹子	106	119	119	124	115
初狩	262	242	275	264	268
真木	203	198	208	199	185
大月	501	510	511	519	770
賑岡	360	359	405	434	234
七保	353	357	397	398	389
猿橋	451	444	417	449	482
富浜	391	389	347	395	385
梁川	124	139	146	137	123
受診者総数	2,751	2,757	2,825	2,919	2,951
会場数	31	32	29	29	23

(資料：福祉保健課)

市立中央病院の概況

(単位：人・床・%)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
取扱患者数	外来	年計	155,610	148,814	138,644	106,537	80,458
		1日平均	533	508	472	362	274
	入院	年計	65,836	68,781	65,185	47,186	38,930
		1日平均	180	188	178	129	107
	計	年計	221,446	217,595	203,829	153,723	119,388
		1日平均	713	696	650	491	381
病床数		243	243	243	243	243	
病床利用率	一般病棟 (199床)	75.4	78.8	68.1	44.9	33.9	
	療養病棟 (40床)	-	-	100.0	100.0	98.1	
	感染病棟 (4床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計 (243床)	74.1	77.5	73.5	53.2	44.6	
職員人数	医師	46	47	46	43	67	
	看護師	86	83	87	92	77	
	薬剤師	9	9	9	9	9	
	X線技師	5	5	5	5	5	
	臨床検査技師	11	10	10	10	10	
	事務員	23	23	22	20	22	
	その他	45	46	43	46	43	
	計	225	223	222	225	233	

(資料：市立中央病院)

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

個別目標達成のための施策

目指す姿	実現に向けて〔施策〕
市民一人ひとりの健康が守られている	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の充実 ・健康管理情報システムの充実 ・成人保健の推進 ・高齢者保健の推進 ・乳幼児期の健康管理の支援
みんなが健康づくりに真剣に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・健やかライフおおつき 21 の推進 ・健康づくり活動の推進
安心・安全で快適な医療施設・設備が整っている	<ul style="list-style-type: none"> ・市立中央病院改築事業の推進 ・高度医療機器の計画的な整備
市民が安心できる時代のニーズに対応した医療サービスが提供されている	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を有する人材の確保 ・医療情報の電子システム・ネットワーク化の推進
市立中央病院において健全な経営が行われている	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤の充実および効率的な運営
身近に利用できる医療のネットワークが整い、市民に最良の医療が提供されている	<ul style="list-style-type: none"> ・診療ネットワークの充実・強化 ・市立中央病院と救急医療機関との連携強化 ・市立中央病院と医師会との連携強化
いざというときの救急救命・救助体制が充実している	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命業務の高度化 ・災害への危機管理機能の充実 ・救急医療体制の充実 ・救急医療システムの効果的な活用

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

施策の方向

市民一人ひとりの健康が守られている

保健事業の充実

- 健康診断事業・生活習慣病予防事業・予防接種事業・健康づくり事業等の充実を図ります。
- 脳ドック・胃がん検診事業の充実と受診の促進を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
健診事業の受診率	20%	35%	健診事業の受診率の増加を図ります。
健康づくり参加者・個別指導数	-	360人 (加入者の3%)	教室・個別指導等の参加者の増加を図り、健康づくり事業の充実を図ります。

健康管理情報システムの充実

- 検査および医事の健康管理情報システムの導入により、総合的に健診データを管理し、市民の健康管理に寄与します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
健康管理情報システムの導入	-	導入	システム化により、業務の効率化と市民の健康管理に寄与します。

成人保健の推進

- 健診結果に基づく保健指導、健康相談・健康教育の推進・強化を図り、生活改善や積極的な健康づくり活動を実践することで生活習慣病（特にメタボリックシンドローム*）の予防に努めます。
- 自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を促進します。
- 80歳になっても20本以上自分の歯を保つ、8020推進事業を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
健康診断を受ける人の割合	青年 44.6% 壮年 60.2% 中年 68.8%	55% 70% 80%	年に1回、健康診断を受診することで、一人ひとりが自分の健康状態を把握することができ、自分に合った健康づくりに取り組むことができます。
自分の適正体重を知っている人の増加	青年 46.4% 壮年 63.0% 中年 71.2%	56% 72% 81%	メタボリック・糖尿病等生活習慣病を予防するために、自分の体の健康状態を把握している人を増やします。

高齢者保健の推進

- 健康づくり、介護予防に関する知識の普及、意識の啓発を図ります。
- 基本健診・各種がん検診および健診結果に基づく保健指導を実施します。
- 生活習慣病予防、介護予防のための健康相談・健康教育を実施します。
- 高齢期には、加齢に伴う運動機能の低下、足腰の痛み、生活習慣病の発症などの状態に陥ることが少なくないことから、適切な運動を心がけ、バランスの良い食生活を実践することで、元気な高齢者が増えるよう指導・支援に努めます。
- 健診結果等に基づき、訪問指導を実施します。
- 自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を促進します。
- 80歳になっても20本以上自分の歯を保つ、8020推進事業を促進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
意識的に運動を心がけている人の割合	55.3%	65.0%	要介護にならないために、運動を続け、機能低下を予防します。

*メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態のこと。
それぞれ単独でもリスクを高める要因であるが、これらが多数重積すると相乗的に動脈硬化性疾患の発生頻度が高まる。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

乳幼児期の健康管理の支援

- ・乳幼児健診等を通じて健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見、健康増進を図ることができるよう支援します。
- ・心身の発達や健康状態に応じ、保育所（園）、幼稚園、学校等関係機関と連携し、支援します。

みんなが健康づくりに真剣に取り組んでいる

健やかライフおおつき21の推進

- ・健康づくり推進協議会を中心に、市民・地域・行政がそれぞれの役割を持ち、市民の生涯にわたる健康を確保するため、健やかライフおおつき21を促進します。
- ・ライフサイクルに応じた健康課題についての取り組みを推進するとともに、評価を行います。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
取り組みの領域数	2	5	健やかライフおおつき21の「取り組みの内容」にある領域に取り組みます。 現在（栄養・歯） 今後（運動・心・タバコ）

健康づくり活動の推進

- ・メタボリックシンドローム等生活習慣病を予防し、健康で長生きするために、市民・地域・行政が一体となって、子どもも大人も良い生活習慣を身につけられるよう取り組みます。
- ・健康教室や行事に積極的に参加する市民を増やします。
- ・教室修了者の自主グループ化の促進を支援します。
- ・個人の健康づくりを支援する組織の育成・強化を図ります。
- ・健康づくりについて高い意識をもつ市民と地域の育成に努めます。
- ・健康によい食生活の実践を支援するため、栄養士などの確保に努めます。
- ・福祉保健まつり等のイベントや事業等を通じて、健康づくりへの意識啓発、知識の普及に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
栄養と運動に関する健康づくりを実践する人の割合	-	50%	健康づくりには体に良い食生活の確保と運動の実践が重要であるため、両者を実践する人を増やします。
メタボリックシンドロームについて知っている人の割合	-	80%	生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム予防を実践するため意識の高揚を図ります。
福祉保健まつり参加者数	400人	600人	健康に関心を持ち、イベントに積極的に参加する人を増やします。

安心・安全で快適な医療施設・設備が整っている

市立中央病院改築事業の推進

- ・医療法、新耐震設計基準に適合し、安全で快適な医療を提供するため、市立中央病院の改築を進めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
総事業費に対する事業の進捗率	10%	100%	実施設計、運営システム、改築事業の進捗状況を把握することで、市民への安全で快適な医療の早期提供を目指します。

1-4-3 健やかに暮らせるまちをつくる

高度医療機器の計画的な整備

- ・市立中央病院では、富士・東部医療圏*において不足しているICU*、CCU*などの特殊医療施設を整備するとともに、新生物分野への医療に積極的に取り組みます。
- ・多様化する医療ニーズに対応するため、医療機器等の計画的な整備を図り、より安全で適切な医療を提供します。
- ・高度医療機器の共同利用等を進め、地域医療連携の強化を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
最新機器の整備割合	50%	80%	近年の高度な医療に対応していくため、医療機器の耐用年数を超えない医療機器の整備割合（CT、MR等大型医療機器を除く）を高めます。

市民が安心できる時代のニーズに対応した医療サービスが提供されている

専門的知識を有する人材の確保

- ・市立中央病院では、疾病構造の変化並びに多様化する医療ニーズに対応できる医療技術者の確保と人材の育成に努め、質の高い医療を提供します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
職員研修会の実施	年4回	年6回以上	質の高い医療の提供を目指して、計画的な職員研修を実施します。

医療情報の電子システム・ネットワーク化の推進

- ・広範囲なオ・ダリングシステム*の導入により、市立中央病院では業務処理の迅速化や正確化を図るとともに、医療情報の共有化を図り、診療、経営管理等を推進します。
- ・市民に信頼される地域中核病院として、保健・福祉と連携し、住民の健康保持と疾病予防・治療に努め、快適な医療環境の中で質の高い医療・看護を目指します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
オ・ダリングシステムの導入	25%	75%	入院オーダ、外来オーダの各システムの導入率を高め、業務の迅速化・正確化を図ります。

市立中央病院において健全な経営が行われている

経営基盤の充実および効率的な運営

- ・独立採算制の経営基本に基づき、人件費、材料費、経費の見直しを行い、無駄のない経営に努めます。
- ・効率的な経営を図るため、業務のアウトソーシング*を積極的に推進します。

身近に利用できる医療のネットワークが整い、市民に最良の医療が提供されている

診療ネットワークの充実・強化

- ・予防医療から急性期医療までを一貫して市民に提供するため、地域医療ネットワークの拠点施設としての市立中央病院と富士・東部医療圏域内外の医療機関との病病連携・病診連携を進めます。

市立中央病院と救急医療機関との連携強化

- ・二次救急医療機関*として富士・東部医療圏域内で発症した救急患者に対し、常に的確な診療が行える人的体制の整備を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
救急患者搬送率	60%	85%	救急（市消防署取扱救急）患者のうち、当病院への搬入（受入）率を高めます。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

市立中央病院と医師会との連携強化

- 救急医療については、富士・東部地域の病院群および在宅当番医制（医師会）による体制を整備し、また、小児救急医療については県下で診療体制を整備しており、今後も体制の維持・強化に努めます。

いざというときの救急救命・救助体制が充実している

救急救命業務の高度化

- 自動体外式除細動器（AED）*の使用が一般市民にも認められることとなり、救命効果の更なる向上が期待されることから、救命効果の向上のために、市民による応急手当普及啓発活動を積極的に促進します。
- 救命効果を向上させるため、救急車搬送中の薬剤投与、気管挿管、除細動等の処置向上を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
蘇生率	29.3%	35.0%	AEDなどにより蘇生率（心肺停止から心拍再開が得られた成功率）を高めます。

災害への危機管理機能の充実

- 救命効果を上げるため、救急救命士などの救急隊員の養成や高規格救急車、高度救命処置資機材の整備を図り、医療機関との連携を強化するとともに、救急隊が到着するまでの応急手当について市民に普及、啓発を図るなど、救急業務の高度化を図ります。
- 地域災害拠点病院として、市立中央病院に医療資材、簡易ベッド、食料等災害医療に対応できる必要な資材の備蓄を進めます。
- 災害に的確に対応する病院防災計画等を整備し、職員に対する教育・訓練の実施により災害に備えるとともに、緊急連絡体制の確立を図ります。
- 東海地震等、大規模な災害を想定した近隣病院との相互医療支援体制を検討します。
- 救急医療のためのドクターヘリ及び災害時の防災ヘリのための専用ヘリポートの整備を検討します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
専用ヘリポートの整備	-	2基	救急医療に対応するため、専用ヘリポートの整備を検討します。

救急医療体制の充実

- 市内医療機関、近隣市町村と連携し、休日・夜間診療体制が円滑に実施できるよう体制の充実を図ります。
- 小児救急医療体制の整備および事業の周知徹底を図ります。

救急医療システムの効果的な活用

- 救急医療システムを有効的に活用し、市民の救急医療に的確に対応できる体制の強化を図ります。

* **富士・東部医療圏** 県内の4つの地域の二次医療圏の1つで、大月市のほか、富士吉田市・都留市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村で構成されている。

* **ICU** Intensive Care Unit の略で、手術を受けた後の患者や、重症患者を集中的に治療・看護する、集中治療室と呼ばれる部屋のこと。

* **CCU** Coronary Care Unit の略で、血液の流れが悪くなる心筋梗塞や狭心症などの患者を収容し、厳重な監視モニター下で持続的に管理する、冠状動脈疾患管理室と呼ばれる部屋のこと。

* **オーダリングシステム** 紙に手書きしていた伝票や処方箋内容をコンピュータに入力することによって、薬局での処方箋処理から医事会計までを電子化するしくみのこと。

* **アウトソーシング** 従来内部で行われていた業務を外部に委託し、外部の専門的な機能や資源を活用することにより効率を高めるとともに、内部の業務をより重要な分野に集中させる手法。

* **二次救急医療機関** 救急医療の機能分担を明確にするため、急傷病者の容態別に救急医療機関を初期（軽症）、二次（重症）、三次（重篤）と区分した体制の1つ。

* **自動体外式除細動器（AED）** 高性能の心電図自動解析装置を内蔵し、心臓の心室細動が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて本来の機能を回復させる装置。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

災害に強く、また災害が発生したときも被害が最小限となるような備えの充実・整備を進めます。

現況と課題

本市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、また、首都直下地震等の影響も想定されています。地形の起伏が多いという本市の地理的条件から、災害に強いまちづくりにあたっては、急傾斜地崩壊危険箇所などの整備や、災害時の孤立地区発生に対応した通信手段の整備を進める必要があります。また、市街地での未改修道路の解消や住宅密集地における建築物の不燃化、さらには、災害対策用物資の備蓄や防災施設、消防水利等を一層充実させるとともに、学校等公共施設の耐震化を進めるなど防災拠点としての強化を図る必要があります。

こうしたハード面の整備とともに、市民一人ひとりが地震や台風時における避難方法や二次災害の防止等についての基礎知識を身につけ、災害時に自ら適切な行動がとれるよう、日頃から自主防災意識を持つことが大切です。このため、職場や学校、生涯学習における防災教育の徹底を図るとともに、あらゆる機会を通じて防災意識を高めることが必要です。

また、災害対策活動拠点となる常備消防体制の強化や、地域消防の要となる消防団や自主防災組織の強化に向けた防災リーダーの育成とともに、多様な防災訓練等を通して地域住民の防災意識の醸成を図り、市民一人ひとりが率先して行動できるような災害活動体制の確立が必要となっています。

さらに、相互応援協定に基づく行政相互の応援体制の確立をはじめ、病院・医師会等関係機関との連携強化、企業等との災害時応援協定の拡充、市内各種団体との協力体制の強化などにより、防災ネットワークを形成・強化し、地域の総合防災力を高める必要があります。

消防車両等整備状況（平成17年度末現在）

（単位：台）

	消防本部・消防署	小菅・丹波山出張所	消防団	自主防災組織	婦人消防隊	計
梯子車	1				-	1
工作車	1				-	1
化学消防車	1				-	1
消防ポンプ自動車	2	2	24		-	28
小型動力ポンプ付積載車	1		35		-	36
小型動力ポンプ	3	3	26	46	-	78
救急車	3	2			-	5
その他	5				-	5

（資料：消防本部）

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

個別目標達成のための施策

目指す姿	実現に向けて〔施策〕
災害や事故に対する備えが十分にできている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画および国民保護計画の推進 ・建築物の耐震強化 ・孤立地区対策の充実・強化 ・緊急時の交通輸送手段の確保 ・避難路および避難場所の確保 ・備蓄品の備蓄および有効活用
災害時の被害が最小限に抑えられる	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の雨水処理計画の推進 ・危険箇所の点検および指導の充実 ・災害時情報の周知 ・治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進 ・砂防指定の促進
市民一人ひとりの防災意識が強いまちになっている	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における防災教育の充実 ・自主防災組織等の防災・防火意識の高揚 ・防災ボランティアの育成 ・防災避難訓練の充実
災害時の危機情報管理能力が向上している	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の充実 ・被災時通信機能の整備 ・消防・救急無線のデジタル化の推進 ・危険情報伝達システムの構築
地域の消防力が高いまちになっている	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設の計画的整備の推進 ・消防団施設の計画的整備の推進 ・消防団の分団および部の再編・組織強化

1-4-4 災害に強いまちをつくる

施策の方向

災害や事故に対する備えが十分にできている

地域防災計画および国民保護計画の推進

- ・地域防災計画および国民保護計画に基づき、大規模地震や風水害、武力攻撃事態等、大災害等に備えた危機管理体制を整備するとともに、市民総参加による訓練の実施を行うなど、「災害に強いまちづくり」の確立を目指します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
首都直下地震による建物倒壊数(想定)	488戸	340戸 (30%減)	防災対策による災害被害の減少に努めます。
首都直下地震による死傷者数(想定)	767人	460人 (40%減)	

建築物の耐震強化

- ・災害時の避難場所等の防災拠点となる、市庁舎、学校施設、社会教育施設、福祉施設などの公共建物は、常に多くの人の利用に供する建物であり、万が一地震などの災害によりこれらの建物が倒壊した場合には多くの犠牲者を生み出すことから、防災拠点施設の耐震改修を行い、施設利用者の安全確保を図ります。
- ・木造住宅の耐震診断や耐震改修について支援を行い、地震などの災害による建物の倒壊を減らします。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防災拠点の耐震化率	50%	80%	防災拠点の耐震化の向上を図ります。

孤立地区対策の充実・強化

- ・本市は地形上、災害時に孤立地区が発生する確率が高いため、各家庭における食糧品等の備蓄の推進および災害時通信システムの整備を図ります。
- ・大規模災害時に現場からの情報をいち早く収集するために、無線を搭載した防災対策専用車(緊急自動車)を配備し、災害対策に万全を期すとともに、市内10地区を対象に孤立の解消を図るため情報収集・伝達手段としてバイク隊を設置します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防災対策専用車台数	-	1台	災害時の情報収集・伝達手段の強化を図ります。
バイク隊の設置	-	10台	

緊急時の交通輸送手段の確保

- ・大規模災害時の物資輸送等の空と地上との拠点となる陸上競技場の入口および進入道路を拡幅し、大型車両進入を容易にし、災害時の円滑な物資輸送の確保を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
陸上競技場の進入道路整備	-	整備	災害時の円滑な物資輸送の確保を図ります。

避難路および避難場所の確保

- ・災害時における円滑な避難を誘導するため、避難路の整備や避難の妨げとなる障害物の撤去等を進めるとともに、避難所の耐震化を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
避難所の耐震化率	50%	80%	避難所の耐震化を図ります。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

備蓄品の備蓄および有効活用

- ・市内 15 カ所の備蓄倉庫に備蓄してある非常用の食糧・飲料水等の適正な入れ替えを行います。
- ・計画的な入れ替え時期の繰り上げにより、それまで備蓄していた備蓄食糧等を防災教育等に用いるなど、その有効活用を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
備蓄食糧活用率	10%	100%	廃棄物品の有効活用率を高めず。

災害時の被害が最小限に抑えられる

中心市街地の雨水処理計画の推進

- ・豪雨時に市街地内の市道側溝および水路から雨水の氾濫が発生する率が高いことから、豪雨時の雨量調査を行うことにより、雨水処理計画を策定し、工法、改修路線の決定を行い、継続的な改修を実施します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
必要改修路線の把握	-	100%	豪雨時の現況調査の実施により、改修路線を把握します。
改修路線順位の明確化	-	100%	未改修路線が複数存在し継続的な改修が必要であることから優先順位を明確化します。

危険箇所の点検および指導の充実

- ・本市は急峻な地形から危険箇所が多く、災害発生の可能性も高いことから、土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了を山梨県に働きかけ、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域の指定を行うとともに、その結果を防災計画に反映し、事前の災害防止並びに避難体制の強化を図ります。
- ・また、危険箇所パトロールの実施回数を増やし、危険箇所の把握に努め防災対策を講じます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所の把握	-	100%	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定により防災計画及び建築確認申請の際の参考資料とします。

災害時情報の周知

- ・県が策定中の土砂災害警戒区域を把握した上でハザードマップ*を作成し、地域住民へ周知するとともに災害時の被害軽減を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
ハザードマップの作成	-	作成	災害時の危険箇所を公表し、事前避難者を誘導します。

治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の促進

- ・急傾斜地崩壊対策事業の事業主体である山梨県に、今後も事業採択を要望していきます。
- ・定期的なパトロールを行うことにより危険箇所の把握に努めます。
- ・市単治山事業および、県と連携による県営治山事業を促進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
危険箇所パトロール	-	50%増	パトロール回数を増やすことにより、危険箇所を早期発見し、災害防止を図ります。

砂防指定の促進

- ・土砂の流出を抑制し、土石流による災害を事前に防止し、市民の生命・財産を守るため、土地所有者に対して砂防指定の理解が得られるよう、広報活動を行っていきます。

*ハザードマップ 防災地図のこと。災害発生の危険性を指摘したり、避難場所等が記されている地図。

1-4-4 災害に強いまちをつくる

市民一人ひとりの防災意識が強いまちになっている

学校等における防災教育の充実

- 各教育施設管理者に地震災害に対応した防災計画の作成を指導します。
- 児童・生徒に防災に関する知識を習得させるための教育の充実を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防災訓練、講話等への参加意識	50%	60%	防災意識の高揚により、防火訓練、講話等に参加したい割合を高めます。
防災訓練、講話等への講師派遣数	51名	65名	防火訓練、講話等講師派遣数を増やし、防火意識の高揚を図ります。

自主防災組織等の防災・防火意識の高揚

- 自主防災組織、各事業所および危険物施設等を中心に災害に強いまちをつくるため、防災訓練、防災出前講座を充実させ、防災・防火意識の高揚を図ります。
- 火災から人命を守るため、広報活動等を積極的に行い、住宅・事業所等における住宅用火災警報器の設置を促進します。
- 市街地等の建物密集地区における建築物の不燃化を促進します。
- 事業所等において、火気管理の不適による出火や消防用設備等の不備、教育訓練不足による延焼拡大などが多いことから、防火管理者の重要性を認識させるとともに、管理の徹底を図ります。
- 危険物施設の火災については、人為的要因による事故が多く、さらにタンクの腐食等施設の劣化による事故が多いことから、事故防止のため立入検査を実施し、消防法の改正点と事故事例を活用した指導を行います。
- 消防団や各自主防災会の活動を市が助成し、自主防災活動のさらなる促進を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防災訓練、講話等への派遣・指導件数	105件	210件	防災意識の高揚と管理の徹底を図るために、自主防災組織事業所等への防火訓練、講話等の派遣・指導回数を増やします。
住宅用火災警報器の設置状況	-	50%	火災から人命を守るため、住宅用火災警報器の設置を促します。

防災ボランティアの育成

- 福祉分野と連携し、災害時の避難等に援護が必要な高齢者世帯や障害者世帯の災害時要援護者登録制度の充実を図るとともに、要援護者世帯への協力を行う防災ボランティアの育成を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防災ボランティア数	274人	300人	近隣住民の自発的支援体制の強化を図ります。

防災避難訓練の充実

- 震災発生時に迅速に対応できるよう、地域住民・企業・学校等、全市民を対象とした防災訓練を実施します。実施にあたっては、より実践に近い訓練の実施に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防災訓練参加者数	10,761人	11,840人 (10%増)	防災訓練への参加意識の向上を図ります。

災害時の危機情報管理能力が向上している

防災行政無線の充実

- 市民に防災情報や行政情報を発信・伝達する防災行政無線の難聴地域の解消を図るため、防災行政無線施設の整備更新や適正な維持管理を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
難聴地域数	2か所	0か所	難聴地区の解消を図ります。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

被災時通信機能の整備

- ・避難所における緊急通信施設の整備を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
アンサーバック* 機能付き装置数	10か所	31か所	指定避難所全箇所との情報収集伝達網の整備を図ります。

消防・救急無線のデジタル化の推進

- ・現在の管轄エリアをすべてカバーするためには、新たな前進基地局の設備が必要です。現在、山梨県が県下一円を一つのエリアとしてデジタル化を検討しており、これに併せて効率的な無線の整備を進めます。

危険情報伝達システムの構築

- ・大月市国民保護計画に基づき、武力攻撃等が発生または発生する恐れがある場合に、国が国民に向け瞬時に警報を発する情報を、市民にいち早く危険情報として伝達するJ・アラート・システム*（全国瞬時警報システム）の整備を進めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
J・アラート・システムの整備	-	整備	市民にいち早く危険情報を伝達します。

地域の消防力が高いまちになっている

消防施設の計画的整備の推進

- ・消防水利の基準に沿った整備計画を見直し、充足率不足地域の解消を図ります。
- ・大規模災害時において災害応急対策活動拠点として、常備消防体制の強化を図ります。
- ・高規格救急車の更新を図り、救急業務の高度化を推進することで、救命率の向上を図るとともに、業務の複雑多様化に対処します。
- ・消防の広域化により、組織管理および財政運営等の効率化に努め、さらには大規模災害等への対応強化を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
耐震性貯水槽設置数	96基	107基	耐震性貯水槽の設置件数を増やし、災害時に対応できるよう整備します。

消防団施設の計画的整備の推進

- ・常備消防との密接な連携体制を図り、消防資機材および消防水利の整備を計画的に推進します。

消防団の分団および部の再編・組織強化

- ・地域の実情にあった消防団の組織化を促進します。
- ・団員に対しての各種教育訓練の積極的な参加を促し、資質向上を図るとともに、団員確保に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
消防団再編	37部	30部	地域の実情にあった消防団の再編を行うとともに、団員確保、団員の資質向上に努めます。

*アンサーバック機能 受信機能に加えて、応答した音声を返送できる機能のこと。

*J・アラート・システム 人工衛星を使って災害警報やテロなどの攻撃を地方自治体に一斉通報し、受信により防災無線が自動的に立ち上がって音声やサイレンで伝える全国瞬時警報システムのこと。

犯罪の発生や被害のない、安心して暮らせる環境整備を進めます。

現況と課題

登下校中の子どもを狙った事件や高齢者・主婦などを狙った振り込め詐欺、空き巣や車上荒らしなど、犯罪は私たちの身近で起きています。犯罪の質的变化に加え、地域の隣人関係の希薄さや無関心・無干渉が犯罪の発生を容易にし、治安の悪化をもたらす大きな要因となっています。

本市における犯罪の発生件数は、平成14年度をピークに減少傾向に転じていますが、犯罪の種類は、窃盗犯がもっとも多く、「振り込め詐欺」など新たな形態の犯罪も増えてきています。

犯罪者がもっとも恐れるのは「住民の視線」です。市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、連帯感や団結力の強化により地域の防犯力が高まることで、不審者・犯罪者が侵入しづらい環境となり、犯罪は起こりにくくなります。このように、地域の治安を維持するためには警察や市からの情報を活用しながら、市民ができる範囲で自主的な防犯対策を講じることが大切であり、それが安全・安心して暮らすことのできるまちづくりにつながります。

犯罪発生件数の推移

(単位：件・件/千人)

年次	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
犯罪件数	230	352	280	219	156
犯罪率	6.9	10.9	8.7	7.0	5.0

犯罪率は人口1,000人あたり

(資料：大月警察署)

個別目標達成のための施策

目指す姿

みんなが犯罪に関する情報を知っている

地域が協力して犯罪が発生しにくいまちになっている

実現に向けて〔施策〕

- ・犯罪防止のための啓発活動および情報提供の充実
- ・防犯情報システムの整備

- ・地域防犯力向上の推進
- ・大月市防犯連絡会議の充実
- ・防犯灯の設置

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

みんなが犯罪に関する情報を知っている

犯罪防止のための啓発活動および情報提供の充実

- ・今まで以上に市民一人ひとりが正しい防犯の知識を身につけ自衛することで、犯罪の発生が抑えられることから、日ごろの防犯意識を高め、犯罪の防止に役立つための啓発活動や地域に関する情報提供を行います。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防犯意識強化のための啓発活動	20回/年	25回/年	啓発活動件数を増やし、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

防犯情報システムの整備

- ・大月警察署と連携した防犯情報システムを構築します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防犯マップ*の作成	-	作成	市民に危険箇所を公表し、犯罪の未然防止を図ります。

地域が協力して犯罪が発生しにくいまちになっている

地域防犯力向上の推進

- ・地域におけるさまざまな活動が犯罪発生を抑止する環境づくりの大きな決め手となることから、犯罪発生に対して死角のないまちづくりを目指し、市民・警察・行政が一体となって地域防犯力の向上を図ります。
- ・犯罪に巻き込まれないために、近隣相互の信頼関係による地域コミュニティの形成に努めます。
- ・地域防犯リーダーの育成など、防犯のための体制の充実を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防犯活動団体数	27団体	30団体	防犯活動団体数の増加を図り、防犯活動の強化を図ります。

大月市防犯連絡会議の充実

- ・犯罪が発生しないまちを実現していくため、大月市防犯連絡会議の充実を図り、日ごろから地域・防犯協会などの関係機関・行政が連携し、各種事業を通じて地域の防犯活動を推進します。

指標名	現状値 平成16年	目標値 平成23年	指標の考え方
犯罪件数	219件	150件	防犯関係団体との連携により、犯罪減数の減少に努めます。

防犯灯の設置

- ・夜間における道路上での犯罪防止対策として防犯灯の設置を行います。
- ・既設置防犯灯の設置箇所の見直しを行うとともに、維持管理の強化を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
防犯灯設置基数	-	10%増	防犯灯を増やし、犯罪を防止します。

*防犯マップ いつ、どのような犯罪が発生したかが示されている地図のこと。

交通安全施設の充実を図るとともに、市民全員で交通安全ルールの遵守に努め、交通事故をなくします。

現況と課題

交通事故は、交通量の多い幹線道路ばかりではなく、市道など身近な生活道路でも発生しています。本市は、古くから甲州街道の要衝として発展してきた地域ですが、市域のほとんどが急峻な山地や丘陵部の森林・原野で占められています。このため、市民の身近な生活道路として利用されている市道は、幅員が狭く、カーブが多いうえ、道路脇の樹木等により見通しが悪いなど、通行上危険な箇所も数多くあります。

交通事故を防止するためには、これら身近な生活道路においても、案内標識や警戒標識の設置、街路灯の整備など、安全性・利便性の向上を図るための交通安全対策が必要です。また、近年は高齢者の交通事故も多発していることから、子どもたちを対象とした交通安全教室とともに、高齢者のための交通安全意識高揚のための対策も必要となっています。

交通事故発生件数の推移

(単位：件)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
国 道	466	458	498	450	393
県 道	42	45	58	48	55
市 道	130	133	120	120	119
その他	72	68	86	65	82
合 計	710	704	762	683	649

(資料：大月警察署)

個別目標達成のための施策

目指す姿

交通安全対策がしっかり実行されている

実現に向けて〔施策〕

- ・交通安全計画の推進
- ・交通安全対策の充実
- ・交通安全施設の整備
- ・道路脇の樹木等障害物の除去強化

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

施策の方向

交通安全対策がしっかり実行されている

交通安全計画の推進

- ・コミュニティゾーン*の境界を示す交通規制や一方通行規制、ハンプ*や狭さくなどの速度抑制策の整備を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
生活道路での交通事故件数	-	0件	コミュニティゾーンの整備を図り、交通事故の発生件数を減らします。

交通安全対策の充実

- ・交通安全教室などの開催による指導・啓発を行うとともに、交通安全関係団体の活動を援助するなど、交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に努めます。
- ・チャイルドシート義務化による保護者負担の軽減を図るため、購入費の一部を助成し、広くチャイルドシートの普及に努めます。

交通安全施設の整備

- ・運転者が道路上を安全に走行できるよう、視認性を高めるための街路灯の整備を進めます。
- ・急峻な地形に位置する道路が多いことから、防護柵やカーブミラーなどの整備を計画的に進めます。
- ・運転者が目的地を迷わずに判断できる案内標識の整備を進めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
街路灯の設置基数	1,115基	10%増	街路灯の設置により、安全な通行を可能にします。
防護柵の整備	45,785m	50%増	防護柵の整備率を高めることにより、交通事故防止を図ります。
案内標識の整備率	-	50%増	既存の標識に加えて、支線への設置を行うことにより、安全でスムーズな交通を確保します。

道路脇の樹木等障害物の除去強化

- ・民地から道路に越権している樹木・庭木等は、車両通行上大変危険であることから、除去を広報等により周知します。
- ・越権している樹木等の所有者に除去を依頼し、良好な道路環境の維持管理に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
民地から道路を越権する樹木等の割合	-	0%	民地から道路を越権する樹木・庭木の除去を広報等により周知し、道路の安全確保を図ります。
道路パトロール回数	3回/月	4回/月	道路パトロールを強化することで、樹木等の越権する箇所の早期発見に努めます。

*コミュニティゾーン 自動車の通行を居住者優先とした区域のことで、全域に低速の速度制限などの交通規制が導入される。

*ハンプ 通過する自動車のスピードを抑えるために、車道路面に凸型に盛り上げて舗装した部分のこと。

